

# 様式 1 公表されるべき事項

## 自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

### 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与水準を考慮するとともに、勤勉手当について、役員の勤務実績に応じて、増額又は減額できることとしている。

#### 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.12支給分から、俸給月額を991,000円から989,000円に引き下げ</li> <li>・地域手当を17%から18%に引き上げ</li> </ul>
理事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.12支給分から、俸給月額を「840,000円から782,000円までの範囲内で理事長が決定する額」から「838,000円から780,000円までの範囲内で理事長が決定する額」に引き下げ</li> <li>・地域手当を17%から18%に引き上げ</li> <li>・期末手当、勤勉手当の支給割合を3.10月分から2.95月分に引き下げ</li> </ul>
理事(非常勤)	該当者なし
監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.12支給分から、俸給月額を726,000円から724,000円に引き下げ</li> <li>・地域手当を17%から18%に引き上げ</li> <li>・期末手当、勤勉手当の支給割合を3.10月分から2.95月分に引き下げ</li> </ul>
監事(非常勤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.12支給分から、俸給月額を247,000円から246,500円に引き下げ</li> </ul>

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,256	千円 11,884	千円 4,832	千円 2,139 (地域手当) 401 (通勤手当)			
A理事	千円 16,102	千円 10,072	千円 4,095	千円 1,812 (地域手当) 123 (通勤手当)			
B理事	千円 16,085	千円 10,072	千円 4,095	千円 1,812 (地域手当) 106 (通勤手当)			
C理事	千円 16,054	千円 10,072	千円 4,095	千円 1,812 (地域手当) 75 (通勤手当)			

A監事	千円 14,156	千円 8,704	千円 3,538	千円 1,566 348 (地域手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 741	千円 741	千円 0	千円 0 ( )		6月30日	
C監事 (非常勤)	千円 2,221	千円 2,221	千円 0	千円 0 ( )	7月1日		

注1:「地域手当」は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役職員に支給。

注2:「その他」欄には手当等が支給されている場合の通勤手当等の総額を記入している。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「 」、独立行政法人等の退職者「 」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\* 」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事	千円	年	月			該当なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	
監事	千円	年	月			該当なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項  
人件費管理の基本方針

中期計画を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に改正。  
 ・地域手当の引き上げ(例 本部:17% 18%)  
 ・H22.12支給分から、俸給の引き下げ(例 中高年齢層の俸給月額を平均0.1%減、55歳超の俸給月額等を1.5%減)  
 ・期末手当、勤勉手当の支給割合を4.15月分から3.95月分に引き下げ

2 職員給与の支給状況

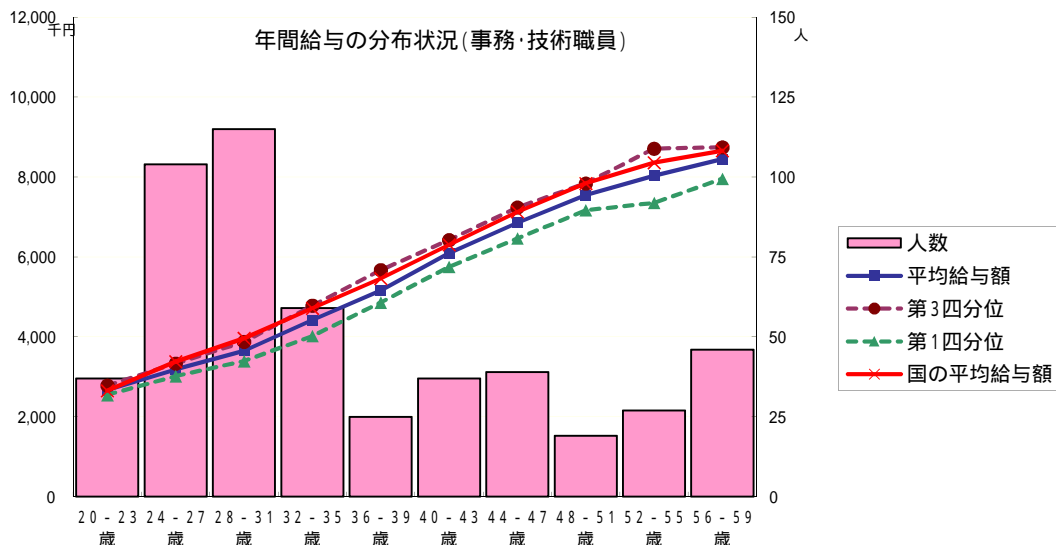
職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	508	36.1	5,049	3,838	165	1,211
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	508	36.1	5,049	3,838	165	1,211
非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	49.3	3,020	2,492	174	528
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	25	49.3	3,020	2,492	174	528

注:区分のうち、在外職員、任期付職員及び再任用職員については該当者がいないため省略。

注:常勤職員及び非常勤職員の職種のうち、研究職、医療職種、教育職種については該当者がいないため省略。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)



注: 年の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
本部部長	1	-	-	-
本部課長	3	55.2	-	9,930
本部課長補佐	5	45.9	6,718	7,315
本部係長	7	37.1	4,516	5,880
本部係員	2	-	-	-
地方課長補佐	1	-	-	-
地方係長	13	44.9	6,387	6,655
地方係員	136	25.7	2,777	3,066
地方機関部長	2	-	-	-
地方機関所長・課長	45	56.6	8,213	8,508
上席・主席自動車検査官	95	47.6	6,251	6,776
自動車検査官	198	31.6	3,501	4,029

注1:本部部長、本部係員、地方課長補佐、地方機関部長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。  
注2:本部部長、本部課長、本部係員、地方課長補佐、地方機関部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員(割合)	508人	1人 (0.2%)	0人 (0.0%)	3人 (0.6%)	11人 (2.2%)	54人 (10.6%)	81人 (15.9%)	93人 (18.3%)	158人 (31.1%)	107人 (21.1%)
年齢(最高-最低)		~	~	59~51	58~55	59~44	58~40	52~29	37~25	27~20
所定内給与と年額(最高-最低)		~	~	7,881 ~6,910	7,612 ~6,009	7,397 ~4,738	6,258 ~4,210	5,068 ~2,766	3,476 ~2,119	3,181 ~1,774
年間給与と額(最高-最低)		~	~	10,567 ~9,238	9,842 ~7,996	9,569 ~6,409	8,502 ~5,715	6,545 ~3,675	4,605 ~2,823	4,083 ~2,365

注:9級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高-最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	65.6%	64.4%
	査定支給分(勤勉相当)	36.8%	34.4%	35.6%
	最高～最低	45.7% ～34.2%	48.3% ～19.3%	47.1% ～28.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	67.1%	65.5%
	査定支給分(勤勉相当)	36.3%	32.9%	34.5%
	最高～最低	41.5% ～30.3%	37.9% ～14.6%	38.2% ～26.5%

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

95.3

对他法人(事務・技術職員)

90.7

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	对国家公務員 95.3 参考 地域勘案 98.6 学歴勘案 97.1 地域・学歴勘案 99.5
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準であるが、引き続き適正な給与水準の維持が図れるよう取り組む必要がある。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.0% (国からの財政支出額 3,974百万円、支出予算の総額 13,132百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。
講ずる措置	【累積欠損額について】

総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成19年度)からの増 減
	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	4,997,361	5,116,764	119,403 ( 2.3)	321,950 ( 6.1)
退職手当支給額 (B)	266,138	254,263	11,875 (4.7)	239,233 (889.1)
非常勤役職員等給与 (C)	370,195	409,748	39,553 ( 9.7)	24,657 ( 6.2)
福利厚生費 (D)	729,529	734,952	5,423 ( 0.7)	20,053 (2.8)
最広義人件費 (A + B + C + D)	6,363,223	6,515,727	152,504 ( 2.3)	87,321 ( 1.3)

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減率

）給与、報酬等の支給総額の対前年度比 2.3%。主な要因は、俸給月額及び期末・勤勉手当の引き下げ並びに支給人員の減。

）最広義人件費の対前年度比 2.3%。主な要因は、上記 )による給与、報酬等支給の減。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

）中期目標

人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行うこと。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

）中期計画

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行う。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人員数 (人)	876	870	870	869	855	832
人員純減率 (%)		0.7	0.7	0.8	2.4	5.0

【主務大臣の検証結果】

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行ったところ、当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる。

法人が必要と認める事項

特になし